

令和 2 年度 第 1 回

越谷市地域公共交通協議会会議録

令和 2 年 1 1 月 4 日

越谷市中央市民会館 4 階

第 1 3 ～ 第 1 6 会議室

越谷市都市整備部都市計画課

令和2年11月4日

令和2年度第1回越谷市地域公共交通協議会 議事日程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 諮 問
4. 市長挨拶
5. 議 題
 - (1) (仮称)越谷市地域公共交通計画の策定について
 - (2) 新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に向けた取組について
6. 報 告
 - (1) 公共交通に関する市民要望等について
7. その他
8. 閉 会

出席委員

市の職員	林	実	委員
	小川	和彦	委員
	鈴木	正明	委員
関係行政機関の職員	青木	宏之	委員
	石塚	高弘	委員
	根岸	甚高	委員
関係公共交通事業者等	會田	皓章	委員
	小瀧	正和	委員
	田沼	健一	委員
	女ヶ沢	健一	委員
	鶴岡	洋	委員
	信清	智之	委員
	深津	光市	委員
	和佐見	文男	委員
公募による市民	残間	郁子	委員
学識経験者	久保田	尚	委員
自治会を代表する者	深野	弘	委員

欠席委員

	渡邊	正	委員
	上山	明	委員
	飯島	忠仙	委員
	小川	幸一	委員
	金子	茂	委員
	小平	隆宏	委員
	山田	徹	委員
	稲荷	七三	委員
	小笠原	均郎	委員
	河上	繁	委員

都市計画課

副部長（兼）	課長	田中	祐行
調	整	幹	西村健也
主		幹	染谷正直
主		幹	北島文記
主		事	関根直人

事務局（都市計画課）

主	幹	佐田	健
主	事	瀧口	志保

午後 2 時 8 分

◎ プレ開会

事務局 それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、令和 2 年度第 1 回越谷市地域公共交通協議会を開会させていただきます。

本日司会を務めさせていただきます都市計画課の佐田と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況でございますが、本日は渡邊委員、上山委員、飯島委員、小川委員、金子委員、小平委員、山田委員、稲荷委員、小笠原委員、河上委員が所用のためご欠席されておりますが、越谷市地域公共交通協議会第 6 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回から委員の変更がございましたので、新たな委員の方をご紹介させていただきます。名簿の順にお名前のみのご紹介とさせていただきます。

まず、林実委員でございます。

林委員 よろしくお祈いします。

事務局 根岸甚高委員でございます。

根岸委員 よろしくお祈いいたします。

事務局 田沼健一委員でございます。

田沼委員 よろしくお祈いします。

事務局 女ヶ沢健一委員でございます。

女ヶ沢委員 お祈いします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

久保田会長、よろしくお祈いいたします。

会長 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また、コロナの状況下に参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和 2 年度の第 1 回越谷市地域公共交通協議会を開催いたします。

本日の議題は、お手元の次第であると思っておりますけれども、まず、1 番目が（仮称）越谷市地域公共交通計画の策定についてということでございます。

本市では、地域公共交通網形成計画を平成 28 年度から今年度までということで、皆さんに策定いただいて運用してきたわけでございますけれども、来年度からの運用に向けて、法律も後

で説明があると思いますけれども、変わったということで、新たな計画の策定をこれから始める、そういうものが1番目の議題でございます。

2番目は、新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に向けた取組ということで、これも従来から協議いただいていますけれども、公共交通が必ずしも便利でない地域の方々の足をどう確保していくかと、今後の社会の動向を踏まえて、あるいは新しい技術を踏まえて考えていこうじゃないかということを議論してきたわけですが、今回、この新方地区を対象とした議論が進んでいるということで、この件も議題とさせていただきます。

ということで、今日も重要な議題が並んでおります。皆様のご意見をいろいろいただいて議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、本日の議事に関しまして、市長より協議会へ諮問をお願いいたします。

市長 諮問書。越谷市地域公共交通協議会条例第1条の規定により、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

諮問事項。（仮称）越谷市地域公共交通計画の策定について。

令和2年11月4日。

越谷市地域公共交通協議会会長、久保田尚様。

越谷市長、高橋努。

よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長 改めまして、皆様こんにちは。

本日は、ご多用の折にも関わらずご出席を賜りまして誠にありがとうございます。越谷市では、まちづくりを支える公共交通網の充実を図るため、平成28年3月に越谷市地域公共交通網形成計画を策定し、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を基本方針と定め、駅の交通結節機能の強化、バス路線の維持・充実、公共交通の利用促進活動などに取り組んでまいりました。

本計画は、地域に適した公共交通網を形成し、持続可能なものとするための仕組みを作ること为目标にしていますが、人口減少の本格化や運転者不足の深刻化など、公共交通を取り巻く状況は大きく変化しております。

これらの状況の変化に対応すべく、（仮称）越谷市地域公共交通計画を令和3年度内に策定

するため、本委員の皆様にご覧いただき、委員の皆様には、豊富な経験や専門的なお立場から、様々な視点で本計画についてご審議いただき、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、市長は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

市長 それでは、どうぞ皆さんよろしく申し上げます。

(市長退室)

事務局 それでは、審議に先立ちまして、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の次第でございます。資料1「(仮称)越谷市地域公共交通計画 策定基本方針」、資料2「地域公共交通活性化再生法の基本スキーム」、資料3「地域の多様な輸送資源に係るアンケート調査(概要)」、資料4「新モビリティサービス事業に関する基本的事項」、資料5「新たな公共交通の導入に向けた取り組み(概要)」、資料6「公共交通に関する市民要望等一覧(令和元年11月から令和2年9月)」、参考資料として、「地域公共交通協議会委員名簿」でございます。

さらに、本日配付させていただきました資料1「(仮称)越谷市地域公共交通計画 策定基本方針」の表紙の差し替えでございます。さらに、青い小冊子で「越谷市地域公共交通網形成計画(概要版)」、「新方地区の公共交通に関するアンケート調査(外出行動等に関する調査)報告書(概要版)」、「越谷市地域公共交通ガイドマップ」、さらに、本日、埼玉県バス協会様から配付資料ということで、「国土交通省 こういう時期だからこそ、ぜひお気軽にバス・タクシーをご利用ください」2枚でございます。さらに、カラー刷りの「9月20日はバスの日です」というカラーの冊子がございます。こちらは後ほどお話をいただけたらとでございます。

不足等はありませんでしょうか。

ありがとうございます。

◎議長の決定

事務局 なお、越谷市地域公共交通協議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長となり

ますので、これより久保田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

久保田議長、よろしくお願いいたします。

◎開会宣言

議長 それでは、改めまして、これから令和2年度第1回越谷市地域公共交通協議会を開会させていただきます。私のほうで議事を進めさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

議長 まず、運営規程第6条第2項の規定に基づきまして、今回の会議録の署名委員を指名させていただきます。

今回は、小瀧正和委員、よろしいでしょうか、田沼健一委員、よろしいでしょうか、お二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎傍聴者入場

議長 続きまして、事務局から傍聴者の報告をお願いいたします。

事務局 本協議会は原則公開としており、先般、傍聴者の定員を10名として所定の方法で会議開催の事前公表を行ったところ、傍聴希望者が3名いらっしゃいました。ここで、会長から入場の許可をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

議長 ただいま報告がございましたけれども、本日の協議会は公開ということで、傍聴の方にも入っていただくということでよろしいですか。

(「異議なし」)

会長 ご異議ないということなので、公開として傍聴の方にご入場いただきたいと思います。

(傍聴者入場)

会長 傍聴の皆様、お疲れさまでございます。先ほど、傍聴要領をお配りしたと思いますので、遵守の上、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

◎議事

議長 それでは、議題に入ります。

◎議事 (1)

議長 まず、議題（１）（仮称）越谷市地域公共交通計画の策定を議題といたします。
事務局から説明のほうをよろしく申し上げます。

◎ 議事の説明

都市計画課 都市計画課、染谷と申します。よろしく申し上げます。

議事につきましては、お手元の資料１により説明をいたします。なお、資料２から４につきましては、資料１の補足用の資料となります。

では、着座にて失礼いたします。

資料１の１ページ目をお開きください。

本市では、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を基本方針とし、平成27年度に越谷市地域公共交通網形成計画を策定しております。

近年の社会情勢として、人口減少の本格化などによる公共交通サービスの維持・確保の困難さや、高齢者の運転免許の返納の増加などによる移動手段を確保することの重要性が顕著になってきているため、国は、令和２年６月３日に持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を公布し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正しました。

また、このことにより、公共交通事業者を対象とした持続可能な地域公共交通網の形成という地域公共交通網形成計画の目的が、地域全体の輸送資源を対象とした地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保と改正され、これに併せ当該計画の名称も地域公共交通計画に改められました。

このような背景の下、越谷市地域公共交通網形成計画の計画期間が本年度をもって終了することから、将来にわたり地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、「（仮称）越谷市地域公共交通計画」を策定するものです。

次に、２、計画の区域につきましては、越谷市全域になります。

２ページ目をお開きください。

３、計画の期間について、上位計画である越谷市総合振興計画及び関連計画である越谷市都市計画マスタープランとより整合を図るため、今回の計画に限り計画期間を令和３年度から令和８年度までの６年間とし、越谷市総合振興計画及び越谷市都市計画マスタープランとの計画期限を１年ずらしております。なお、令和９年度以降の計画期間は５年間に戻すことにしております。

3 ページ目をお開きください。

4、計画の位置づけについて、本計画は第5次越谷市総合振興計画を上位計画とし、越谷市都市計画マスタープランを関連計画として位置づけ、整合・連携を図ります。また、交通政策基本法に基づき、国が策定した交通政策基本計画とも整合・連携を図ってまいります。

4 ページ目をお開きください。

5、計画策定の方針について、現行の越谷市地域公共交通網形成計画の基本方針及び計画の目標に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により新設又は改正された事項を加え検討・協議し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を目指します。

資料2をご参照ください。

地域公共交通活性化再生法の基本スキームの主な部分を書いております。

本法律の基本方針に基づき策定する地域公共交通計画により、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画になります。

赤枠で囲まれた部分が地域公共交通計画の部分となります。策定主体は地方公共団体となりますが、当該計画に係る実施主体は事業者さんになることもあるため、計画策定段階における本協議会委員の皆様のご意見・ご提案は大変重要なものとなります。これらご意見・ご提案を基に、実行性のある計画を策定してまいります。

では、資料1の4ページ目にお戻りください。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により新設又は改正された主な事項について説明いたします。

1つ目は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保です。これは、近年の人口減少化、運転者不足の深刻化に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、従来の公共交通機関である鉄道や路線バス等に加え、地域の多様な輸送資源である自家用有償旅客運送や送迎バス等を計画対象に加え、地域に最適な旅客運送サービスの提供を図るものです。

資料3をご参照ください。

まず、資料3に誤字がございますので、修正をお願いします。

1 ページ目の1、地域の多様な輸送資源の区分の表中の「乗合タクシー」と書かれている部分につきまして、これは「乗用タクシー」になります。

では、説明いたします。

地域の多様な輸送資源については、アンケート調査を行います。調査の趣旨は、地域の多様な輸送資源として、新たに検討の対象となった送迎バス及び福祉輸送の運行の実態を把握し、

これら交通サービスが地域旅客運送サービスを補完できるものか図るものです。

具体的な補完例につきましては、2ページ目と3ページ目に国交省の出している例を添付させてもらっています。送迎バスなどを、一部市の負担や協定を結んだ上で、地域の足として少しでも利用できないかという例になります。

調査の方法につきましては、4ページ目から15ページ目までのアンケート調査表を郵送により行います。調査の概要は、対象施設、対象車両の状況及び地域旅客運送サービスへの理解と係わり方です。調査の対象は、事業用及び自家用を問わず送迎バスと福祉輸送としています。なお、調査数は約150を予定しております。

資料1の4ページ目にお戻りください。

2つ目は、観光振興への寄与です。これは、現在の輸送対象が地域住民であることに對し、観光客の来訪や滞在の促進に交通が不可欠なものであることを踏まえ、輸送対象に観光客を含む来訪者を加えたことによります。

3つ目は、新モビリティサービス事業に関する基本的事項です。これは、M a a Sの基本的事項を定め、関係機関による協議・連携を促進し、公共交通サービスの改善を図るものです。

資料4をご参照ください。

新モビリティサービス事業の概要についてご説明させていただきます。

新モビリティサービスの主となるものがM a a Sとして、M o b i l i t y a s a S e r v i c eの略称となります。概要としましては、ICTを活用し、マイカー以外の交通手段を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな移動の概念です。事業主体には幾つかの形態がありますが、いずれにしても地域と連携した複数の交通手段を備えた事業者が必要となります。現在の日本のM a a Sレベルは1で、全国各地において先行モデルを実施しております。

資料1の4ページ目にお戻りください。

最後に、地域旅客運送サービスについての定量的な目標です。これは、利用者の満足度等以外に利用者数や収支など定量的な目標を設定することで、地域旅客運送サービスの実施状況を明確にするものです。このことにより、地域の実情に応じた柔軟な地域公共交通計画の見直しが可能となります。

次に、5ページ目をお開きください。

6、計画策定の組織について、庁内体制として政策会議、関係各課で構成する越谷市公共交通連絡調整会議を設置し、これらを踏まえ、市長の附属機関である越谷市地域公共交通協議会

に諮問をし、協議、答申をいただいた上で策定するものとしています。

最後に7ページ目をお開きください。

7、計画策定のスケジュールについてご説明させていただきます。全体のスケジュールにつきましては、本日の本計画策定の諮問に対する答申を令和3年8月下旬にいただく予定でございます。その間につきましては、本諮問は継続審議とさせていただきたいと存じます。

継続審議中の協議会の日程と内容につきましては、次回の協議会の日程は令和3年2月10日を開催予定としており、内容は本計画骨子の検討とアンケート調査結果の報告について予定しております。また、来年度以降の予定については、令和3年4月下旬及び令和3年5月下旬に協議会を開催し、計画素案の検討についてを協議をした後、令和3年6月にパブリックコメントを実施し、令和3年8月下旬に開催予定の協議会で計画案の確認をしていただくとともに、本諮問に対する答申をいただく予定としております。

会議の開催については、日程が決定次第随時連絡をいたします。余裕のないスケジュールとなっており、会長及び委員の皆様には大変ご不便をおかけすると存じますが、ご理解のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

◎質疑

議長 では、ただいまの説明につきまして、質問、ご意見などをいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

〇〇委員 先ほどの計画の期間について、総振と都市マスと整合する必要があるのでは6年間というご説明があったんですけども、ちょっと次のページのフローチャートを見ても何かいまいちよく分からないですね。令和12年度とかを見据えての話なのかなと思うんですけども、その辺のところを少し詳しくご説明いただければと思います。

議長 お願いします。

都市計画課 都市計画課の西村と申します。今のご質問についてお答えさせていただきます。

今、総合振興計画並びに越谷市都市計画マスタープランにつきましては、令和3年度を開始時期としまして、総合振興計画は前期5年、後期5年、都市計画マスタープランにつきましては20年ですけれども、10年で見直しをするというような形で、今、計画を進めさせていただいているところでございます。

総合振興計画並びに都市計画マスタープランは、5年ごとに見直すところではございますが、それと同じ時期にしていまいますと、後期の都市計画マスタープランの計画等がこちらの地域公共交通計画に反映できないというようなこともございまして、1年間ずらすというような形で策定の時期をずらしていくというような形で、今回は6年間というような形で考えさせていただいております。

〇〇委員 承知いたしました。でしたら、都市マスのところで令和7年で見直しとか、そういった表記があれば分かりやすいのかなと思いますので、ちょっと表現に工夫していただければと思います。

以上です。

都市計画課 今、委員からいただきましたので、そのような表現ができるような形で、訂正させていただきますと思います。

議長 今の点はそのように、都市マスが令和7年度に一旦区切りがあって見直すので、1年ずれた形でこの公共交通計画は令和8年までとなると、そういう説明でしたので、そのような図にさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

議長 私から1ついいですか。資料4でM a a Sの説明があったんですけども、今回は、この計画の中でこのM a a Sをどこまで考えるか。例えば、また新たに図がありまして、シェアサイクルとかカーシェアとか、こういうことが出ているんですけども、概念的にはどんどん含まれるということは分かるんですけども、この計画の中でもこういう範囲まで考えるということでもよろしいでしょうか。

都市計画課 今のご質問についてご説明させていただきたいと思います。

I C Tについては、シームレスな交通移動手段となっていることから、I C Tを用いてシェアサイクルであるとか、レンタサイクルにつきましても、予約や運営が可能な対象となりますが、本市の地域公共交通に反映させるためには、その地域の事業者とも調整が必要になることから、その調整を図りながら考えていければと思っております。

都市計画課 都市計画課長の田中です。追加して私のほうから補足をさせていただきます。

今回の公共交通計画の中では、具体的にどうしようかというお話について、非常に難しいかと考えております。具体的に申し上げますと、新たな公共サービスの仕組みにつきましては、現在、越谷市におきましても関係5市1町、さらにはさいたま市を含めた中で協議会を設けて

検討させていただいているところでございます。したがって、越谷市の計画の中におきましては、やはり概念的なものというところまでが限界なのかなと感じております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます、よく分かりました。

ほかいかがでしょうか。

[発言する者なし]

議長 よろしゅうございますか。

アンケートの提案もありました。資料3ですけれども、こういう形でアンケートを配って、今後どういう可能性がありそうかということも探ろうということを含めた提案になっております。スケジュール、来年の8月までの間に計画を立てようという、こういうスケジュールも先ほど提案がありました。

ということで、特に追加のご質問がなければ、このように進めていくということにしたいと思いますけれども、ご異議ないでしょうか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

◎議事 (2)

議長 では、よろしければ議題の(2)に移ります。新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に向けた取組についてということでございますので、引き続き説明のほうをよろしくお願いいたします。

◎議事の説明

都市計画課 都市計画課の関根と申します。よろしくようお願いいたします。

議事(2)新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に向けた取組につきまして、お手元の資料5に基づきまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。

では、着座にて失礼いたします。

資料5の1ページ目をご覧ください。

1、事業の趣旨をご説明いたします。

本事業の趣旨といたしましては、平成28年3月に策定いたしました、越谷市地域公共交通網形成計画に基づき、関係者との協働により路線バスや鉄道駅を利用しづらい地域において、既存の公共交通網を活用しながら、地域のバス停、公共施設、駅などを拠点とした持続可能な新

たな公共交通の導入を検討するものでございます。

1 ページ目の下に示しておりますのが、新たな公共交通の導入のイメージでございます。

上のイメージ図が今までを示しており、鉄道駅から離れており、既存の路線バスが運行していない地区を検討地区としております。

この検討地区に対しまして、下のイメージ図で示すように、新たな公共交通を運行し、地域のバス停や公共施設等を経由して既存の公共交通を活用していただくことを想定しております。

次に、2 ページ目をお開きください。

2、新たな公共交通の取組（概要）についてご説明させていただきます。

まず、目的といたしまして、新たな乗り合いの公共交通を導入することで、越谷市地域公共交通網形成計画において設定しております、目標値である乗合交通利用圏域の面積カバー率の増加につなげることを目的としております。

次に、対象者といたしましては、新方地区内における路線バスや鉄道駅を利用しづらい地域に居住する住民を対象としております。区域につきましては、後ほど資料を用いてご説明させていただきます。

次に、運行形態といたしましては、デマンド型乗合タクシーとしております。このデマンド型乗合タクシーとは、利用者の需要に応じて柔軟に運行し、1つの車両に不特定多数の人が一緒に乗り合う輸送手段になります。

位置づけといたしましては、タクシーのドア・ツー・ドアに準じた利便性と、路線バスの乗り合い低料金という特徴を兼ね備えているため、中間の役割とされております。

次に、3、取組の経過についてご説明させていただきます。

まず、平成30年度の取組といたしまして、市がモデル地区の選定を行い、対象地区を新方地区といたしました。選定の理由といたしましては、1つ目に、平成26年度にミニバスの試験運行を実施しているため、公共交通に対する関心度は高く、鉄道や路線バスを利用しづらい地域が比較的多いこと、2つ目に、地域内を運行していた路線バスが平成30年7月1日をもって運行休止となっていること、3つ目に、地域内における65歳以上の人口割合や75歳以上の人口割合が高いこと、この3つを理由として選定させていただきました。

次に、3 ページ目をお開きください。

こちらは、令和元年度から現在までの経過でございます。地区の検討主体といたしまして、令和元年5月25日に新方地区内公共交通導入検討協議会を地区により発足させていただきました。会員数が28名、構成自治会が、新方地区内に属する9自治会から構成されております。会議の

実施状況につきましては、令和元年度に3回の検討協議会を行いました。こちらの協議会の中の第2回検討協議会において、地域住民の外出時間や外出先などのアンケート調査を実施させていただきました。本日、参考資料としてお配りしております、新方地区の公共交通に関するアンケート調査報告書（概要版）、そちらが本アンケート調査の結果を取りまとめたものになります。詳細な内容につきましては割愛させていただきますので、後ほど資料のほうをご覧くださいいただければと思います。

次に、令和2年度の実施状況といたしまして、第4回の検討協議会において、実効性の高い計画を策定するため、検討部会を地域により設立いただき、3回の検討協議会と、5回の検討部会、計8回の会議を行い、試験運行に向けて運行計画の検討を行ってまいりました。

次に、試験運行（案）についてご説明させていただきます。

まず、運行期間といたしまして、来年の令和3年6月から令和3年11月までの6か月間としており、土・日・祝を除く平日のみの運行と考えております。

運行区域といたしまして、原則新方地区内としておりますが、地域住民の利用実態に照らして、新方地区の境界から500メートル以内にある施設は対象として考えております。

乗降施設といたしまして、公共施設、病院、商業施設などの58施設を考えております。運賃といたしまして、地区内が片道300円、地区外が片道500円としております。この地区内と地区外の200円の差でございますが、乗用タクシーの加算運賃が、現在261メートルで100円加算されるため、直線距離で500メートルとして、200メートル加算というふうに考えております。

運行の時間といたしまして、午前9時台から午後9時台までとしており、休憩の1時間を除く8時間の運行と考えております。

契約の形態といたしまして、タクシー車両を1台借上げとして考えております。このタクシー車両の待機場所といたしまして、新方地区センター及びくすのき荘に待機していただくというのを考えております。

5ページ目をお開きください。

A3縦の地図ですけれども、こちらが今回の試験運行の概要図となっております。

赤枠で囲われている区域が今回対象の地区とさせていただいていまして、青枠で囲われている区域が新方地区、一番外の黒枠で囲われているものが、新方地区の境界から500メートルを示しております。

各点で示されているのが乗降施設となっており、種類ごとに色で分けさせていただいております。今回設定させていただいております乗降施設につきましては、取組の経過で説明いたし

ました令和元年度に実施したアンケート調査及び令和2年度の検討協議会の中で地区の要望の多いものとしておりますが、要望が多い施設であっても、既存の公共交通を活用して行ける場合にあつては、乗降施設として設定しておりません。また、既存の公共交通網の活用につながるため、地区内のバス停を乗降施設として設定しております。

各乗降施設の名称等につきましては、6ページ目の乗降施設一覧のとおりとなっておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、4ページ目をお開きください。

こちらが5番、今後のスケジュール案についてになります。今後につきましては、新方地区内公共交通検討協議会を12月中旬と1月中旬に開催させていただいて、運行計画の内容の詳細について協議をさせていただく予定でございます。また、越谷市地域公共交通協議会には、2月10日に試験運行の詳細な内容についてご説明させていただいて、承認をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎質疑

議長 これにつきましては、次回、詳細な計画の発表があつて、この協議会として了承をいただきたいということでございます。今日はそのアイデアの段階かもしれませんが、今日の日にいろいろご意見をいただいて検討していきたいと思つています。何か不明な点がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

〇〇委員 今の試験運行のところについてなんですけれども、契約形態というところで車両1台の借上げというふうになっているんですけれども、こういう乗合タクシーですとか、そういったものをする、大体病院に行く時間ですとか、動きが同じ方が予約を取りたいということで、結構ある時間帯に集中してほかはあまり使われないということも多いというふうに聞いております。1台でそういった需要がある程度受けられるのかどうかという、そこら辺の見込みとかはあるのでしょうか。教えていただければと思います。

都市計画課 今、車両1台の借上げにつきまして、集中するのではないかというようなご意見をいただきました。ここでは試験運行というような形で考えており、そのようなデータの取得も考えているところでございます。試験運行が終わりまして、データ取得をした後、本格運行

に向けて動き始めさせていただきますので、その際には、1台のみならず、2台、3台というような形でできるのかというところも検討していければと思っております。ご意見ありがとうございます。

議長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員 運賃のところちょっと気になったんですが、ちょっとこれの設定、先ほど区内と地区外のご説明はあったんですけども、そもそもの形で300円の設定について教えていただければと思います。単純に、何かちょっと高くてあまり利用されなくて、データが取れないんじゃないかなというような気がするので、ご説明いただければと思います。

都市計画課 ただいま、運賃の値段についてどのような形で設定したかという形でのご意見でございました。これにつきましては、2ページに書いてありますような、様々な需要と対応手段ということで、定時定路線型のバスとタクシーの間というような形でとらせていただいております。また、参考となる宇都宮市でもこのような値段で行っているというような形も参考にさせていただきながら、地域の皆様と協議会の中で詰めていくというような形で決めさせていただいております。

〇〇委員 地域の方のご意見もいただいているということでよろしいですか。分かりました。

都市計画課 そのとおりでございます。地域の協議会で、この形で提案させていただいて、一応、これで行こうというような形になっております。

〇〇委員 承知いたしました。

議長 ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。

お願いします、〇〇委員。

〇〇委員 今の話と関連して、区内と地区外という表記があつて、地図を見ると地区が2つ出てくるんですけども。要するに、青枠の新方地区内の、さらに赤枠のデマンド対象地区というのが新方地区内における鉄道、バスを利用しづらい地域の地区ということで、赤枠の住民が対象で、その人がどこに行くと500円になるんですか。青も飛び越したら500円になるのか、赤を飛び越したら青も500円になるのか。地区というのがそもそも2つ出てきちゃっているの、どこを指しているのか分からない。

都市計画課 赤枠の範囲内が公共交通を利用しづらい地域ということで、対象地域になります。青枠は新方地区というような形でくくらせていただいているところでございます。また、黒枠でその周りを囲んである箇所が500メートル範囲内の地区外というような形になっておりまして、地区外の施設につきましては、資料の6ページをご覧くださいますと、まくり整形外

科、ジャパンミート卸売市場、スーパーバリュー越谷店、ヨークマート越谷花田店と、4か所を地区外として、それにつきましてもアンケート調査でありますとか、検討協議会、協議会で地元と話し合いをしながら決めていったというような経過がございます。

都市計画課 すみません、私のほうから補足をさせていただきます。

確かに、委員さんご指摘の地区という捉え方が、資料の中で2つ、もともとの青でいう新方地区、赤でいう対象者の地区の2つがありますので、どちらの地区を指しているかというのが多分分かりづらかったのかなと思います。

したがって、この地区外というのは先ほどご説明させていただいた、青枠と黒枠の間、この4施設のことを指しているものでございますので、この運賃の地区というところをもう少し丁寧な言い方にさせていただければ誤解も解けるのかなと思いますので、そのような対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長 すみません、ちょっとまだ私に分からなかったんですが、赤枠の意味はなんでしたか。

都市計画課 赤枠の地区が今回、公共交通が利用しづらい地域の、このデマンド交通、乗り合いタクシーの利用の範囲の地区になっております。利用できる人の対象地区です。

議長 ということは、青に入っているけれども赤に入っていないところに住んでいる新方地区の人たちは、これは使えないということですか。

都市計画課 青の地区は、新方地区であっても既存の公共交通が利用できる範囲でございますので、利用しづらい方々ではないので、そちらは範囲に入っていないという形です。

議長 そこは地元の方々も了解されて、こうなっているということよろしいですか。

都市計画課 網形成計画の中で利用しづらい地域というのが設定されておりまして、新方川の東側の地区が利用しづらい地域となっておりますので、そちらが対象地域というような形で捉えさせていただいています。

議長 地元の方も納得されているということですね。

都市計画課 はい。新方地区はもう少し自治会数があるんですが、今回の不便地域の解消ということにつきましては、先ほど会長が言った赤枠の中の9自治会でございます。この赤枠の中を対象としてやらせていただくということでご理解いただいているところでございます。

また、この会議の中におきましては、新方地区の連合自治会の会長さんも入っておりますので、その方にもお話をさせていただいてございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。お願いします。

〇〇委員 くすのき荘が拠点になるという話ですけれども、入構のバスとバッティングしないか、ちょっと不安なところがあるんですけれども、くすのき荘のロータリー自体もそれほど広いわけじゃなくて、過去、一般車両同士衝突するような事故も起こっているところがございますが、今回のデマンドの発着がどのあたりになりそうなのか、もし考えがございましたら事前に知っておきたいと思いました。

都市計画課 お答えさせていただきます。くすのき荘と、あと新方地区センターを拠点として考えております。くすのき荘の場合は、タクシー1台ですから、そんなに台数は今のところ増えるというような形ではないのですが、今後検討もさせていただきながら決めていきたいと思っております。

〇〇委員 発着する場所がバスとバッティングしなければいいなと思っていたんですけれども、それほど広いところではないので、発着点としては限られてしまうかなと思うんです。

都市計画課 それでは、私からお答えいたします。

今、地区の方と詰めていまして、資料3ページの待機場所につきましては、新方地区センター及びくすのき荘、1台でございますので両方に置くというわけにはいかないと思います。もしくすのき荘にさせていただく場合につきましては、今、委員さんからご指摘をいただいたことも踏まえまして、改めて調整をさせていただくつもりでもいますので、その際にはまたご相談をさせていただければと思っております。

以上でございます。

議長 〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 今回のデマンドで、バス停が幾つか、乗り継ぎポイントという形で設定がされているかと思いますが、その乗り継ぎポイントについては、バス停に例えば、雨をしのげるような上屋の手配とか、そういったことのお考えはあるのでしょうか。

都市計画課 ただいまのご意見で、バス停の乗り継ぎポイントに上屋とかということを考えておりますかというようなご意見だと思いますが、それにつきましても今後検討させていただきたい事項になっておりますので、ご理解いただければと思います。

〇〇委員 ありがとうございます。

引き続きまして、試験運行期間が令和3年6月から11月までと半年間で非常に短いなという印象があるんですけれども、これでどの程度のデータというのが取れるものなのかなという

ころをちょっとお聞かせいただけますか。

都市計画課 私のほうからお答えさせていただきます。

6か月間が短いか、長いかというのは様々な解釈があるかと思います。新方地区で最初に行ったバスの試験運行期間は6か月でございました。この事業を本格稼働に向けてどうしていくかといった場合は、新年度に組む予算取りというものもしなきゃいけないと思っていますし、体制も整えていかなければならないというふうに思っております。したがって、リミットとして、やはり10月、11月というのが一つの目安になるかなと思います。逆算していきますと、この試験運行につきましても当然予算が絡んできて、その費用等も用意しなければならなくなります。予算を考えてみますと、やはり新年度予算ということになります。4月以降に執行、ということの中で考えますと、地域の方の準備期間というものも、相談させていただいた中で、早くて6月ぐらいがスタートできるんじゃないかというようなご意見をいただく中で、その6か月というのは前回の新方のバスの試験運行にならった中で6か月とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〇〇委員 そうしますと、11月に協議会が開かれる予定、予算で、11月に協議会が開かれる予定になっておりますが、試験期間が終わったらその継続はせず、一旦途切れた形になり、新年度になって改めて本格運行なりの流れという形でしょうか。

都市計画課 ご指摘いただいたとおりでございます。

〇〇委員 借上げ1台ということなんですけれども、この事業者の選定なりとかという、何かお考えはあつたりするものでしょうか。

都市計画課 借上げのほうの1台につきましては、市のほうで委託業務として発注いたしますので、参加できる団体さんが票を入れてもらって、委託を受けてもらうというような形にさせていただいております。

〇〇委員 入札みたいな形ということですか。

都市計画課 委託業務でございますので、そのような形で入札させていただくような形になると思います。

〇〇委員 そうしますと、いつぐらいがそれになるんでしょうか。入札なりのそのタイミングが。

都市計画課 新たな年度の来年度、令和3年度当初になると思います。その予定で今考えております。

〇〇委員 今回の事業が乗り合いになるかと思しますので、その許可申請、認可申請等々の申請準備が1か月から3か月かかると思っています。その期間もあろうかと思しますので、準備のほうはなかなか厳しいなという、今の感想でございます。

都市計画課 乗り合いという形でございますが、そのような準備の期間とかもあることから、借上げという形でタクシーを1台借り上げて運行させていただくような形で考えております。

議長 〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 今の説明がよく分からなかったんですけども、乗車した人から運賃を取るのか取らないのか。そこに基づく許認可が変わってくるんですよね。乗車した人からその都度ごとに取らないのであれば、単純なタクシーの借り上げなので自由に実験してもらって構わないんですけども、乗車した人から300円とか500円というふうに個別收受するのであれば、少なくとも道路運送法に基づく、道路運送法の21条の乗合運送許可といわれるような許可を受けないと多分実験ができない。乗合運送許可の標準処理期間は2か月なので、4月に入札して事業者が決まってそれから申請しても、多分6月からの実施というのはほぼほぼ難しいというのがスケジュール的な感覚です。

そうじゃなくて、単純にタクシーを借り上げて、乗車した人からは個別收受しないということであれば、お好きにどうぞという話。それは今の〇〇委員が言われているお話だと思えます。

都市計画課 今の話につきまして、私どもは借り上げを行った形でやれば運行できるのかと思って、この案を出させていただいた形ですので、試験運行に向けて検討させていただく中で、その辺詰めさせていただければと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 次回は2月ですね、この協議会が。そのときにいろんな方とご相談の上、そこからでも可能なスケジュールを踏まえた案を出していただくということによろしいですね。その收受方法、お金の取り方、スケジュール、それについては可能なものを次回出していただくということによろしくお願ひします。ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。いいですか、そういうことで。

それとも関連するんですけども、本格運行の是非の判断というのはどうされるんですか。

都市計画課 先ほど来、11月までの6か月間ということでもありまして、10月末から11月ぐらいを考えているんですが、そこからまた一から考えるのは当然間に合わないのかなと思っております。スケジュール表の4ページにもありますが、中間のところでもある程度一定の判断を

出さなきゃいけないのかなと思っていますし、また、そこで足りないものは残りの3か月の中で、どのようにすれば本格運行に向けてやっていけるかというような検討時間もあるかと思っていますので、やりながら随時検討していくような形になるかというふうに思っております。

議長 よくあるのは、私もそれが好ましいと思うんですけども、事前にあるしきい値を決めて、何らかの収支率とか、乗客の数とか、何かの指標を決めて、それがクリアできたら本格運行にいくというような、いろんなルールをいろんな自治体で作っていらっしゃると思うんですけども、今のところだとそれが無い中で、中間の状況を見て我々がここで判断するというのはどうしたらいいのか、ちょっと悩むところですけども、その辺はいかがでしょうか。

都市計画課 確かに会長がおっしゃった一つの指標というか、利用人数が何人というようなところがあるかというふうに思っておりますが、先例市の宇都宮市にしても、決して高い、1日に何十人と使っているというわけではないというような実情は把握させていただいているところでございます。あくまでもこの部分につきましては、将来本格的に動いたときについては、行政側の負担も地域のほうにはしていかなければいけないのかなというのもひとつ考えております。本当に実際に使っていただけるかというところにおいて、その地域での一つのコミュニティーの集まるような場所にも、結構乗降場所にさせていただいています。その辺の兼ね合いの中で、行政もどれぐらい負担ができるかというのも勘案しながらやっていきたいと思っておりますので、何人だから成功、何人以下だから失敗だというような、一つの基準ということではなく、全体を総括的に勘案した中で判断していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長 この協議会が非常に難しい、総合的に判断しなければいけないことになるんですけども、恐らくこの新方地区というのは、この種の最初のケースだと思うんですけども、この先、いろんな地区で同じようなご要望が出てきたときに、いろんな条件で、クリアしていただかないと難しいですよとか、形を変えましょうとか、いろんなルールを決めて各都市でやっていると思うんですけども、今回はとにかく、やってみないとそもそもどのぐらいお使いいただけるか分からない状況なので、とりあえずやってみますということでもいいと思うんですけども、多分、今回のをやりながらルールを決めていくというのが、この協議会という場を作って市で運営されている以上、いずれは必要になってくるんじゃないかと思うんです。その場の雰囲気が決まるみたいなことになっちゃうとちょっとよろしくないんで、総合にしても幾つかの指標を設けて、そのうちの1つでもクリアすればとか、何かルールがないと、市民の皆様の納得が

得られない状況が生まれかねないので、これはちょっと将来的な課題としてお考えいただければと思います。私の意見として申し上げます。よろしく申し上げます。

都市計画課 今の会長さんのご意見はそのとおりでございまして、今回、この新方地区をモデルとして、その先においては、今後このような乗り合いというか、不便地域への導入をするための1つのガイドラインみたいなものを策定していくつもりでもございますので、この結果を踏まえながら、そのガイドラインの考え方というのも示させていただきたいと思っておりますので、その中で指標ができてくるのかなと思っております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。そういうことでよろしいですか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 ちょっと再度の質問になっちゃうんですけども、先程来、ちょっと値段の関係で、データを取る上で、果たして片道300円を払って、ちょっとどれだけのデータが取れるのかなというのがすごく疑問なんですけど、また、実際に本格運用の際には運賃の決定、収支率等から決めていくかと思うんですけども、果たして、先ほどの認可の関係もありますけれども、この段階でお金を取ってデータを取ることが適切なのか、果たしてどれだけの母数が取れるのかと、ちょっと疑問なんですけれども。

都市計画課 お答えさせていただきます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、値段等につきましては、地域の協議会の方ともご相談させていただいております。その中で、1つの例としては、300円、500円の差をつけたときに、ひょっとしたら同じ300円でもいいんじゃないかといったときには、やはり本物を想定した中で、同じような条件にある程度近い中でやっていったほうがいいんじゃないかというお話もいただいたところでございます。

したがって、実際に今後、これがどのような形になるのか分かりませんが、本格運行になったときに同じような形で引き続き続けられるほうがよいのではないかというようなお答えをいただいた中で設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〇〇委員 そうなると、仮にですけれども、乗る方がほとんどいなければ本格運用もしないというような選択肢もあるのでしょうか。

都市計画課 極論を言って、今、〇〇委員さんがおっしゃったように本当に利用者がいないということになれば、越谷市においてはこのような形ではない、違う形ということを次に考えな

きやいけないというふうに思っております。

以上でございます。

〇〇委員 了解いたしました。

議長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

[発言する者なし]

議長 よろしいですか。

そうしますと、先ほどありましたように、2月の次回のときに成案といいますか、今日いただいたご指摘を踏まえたものを出していただいて、来年度の試験運行ということとさせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

議長 では、そのように進めさせていただきたいと思います。

◎報告 (1)

議長 議題 (1)、(2) は終わりました、今度は報告事項というのがあります。公共交通に関する市民要望等についてということですので、よろしく願いいたします。

都市計画課 それでは、引き続きまして、報告、公共交通に関する市民要望等につきまして、お手元の資料6によりご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料6、1ページ目をご覧ください。

公共交通に関するご要望につきましては、市長への手紙やメール、電話などを通じまして、市民の皆様から様々なご要望をいただいております。こちらの資料につきましては、令和元年11月から令和2年9月までに公共交通に関するご要望を整理したものでございます。

一番上の図をご覧ください。こちらは、要望内容別の件数になっております。鉄道に関する要望が2件、バス路線に関する要望が12件、合計14件となっております。

要望の内容の内訳でございますが、鉄道に関する要望といたしまして、地下鉄8号線の延伸についてが1件、その他、利用環境についてが1件となっております。

バス路線に関する要望といたしまして、バス路線の休廃止についてが5件、新規路線についてが2件、コミュニティバスの運行についてが1件、その他として利用環境、利便性についてが4件となっております。

しくは廃止になんていうことも、もしかしたらあるかもしれません。なかなか路線を維持するのに非常に厳しい状況となっておりますので、ここにいる皆様にはその状況を分かっていたきたいということで発言させていただきました。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

議長 それでは、この報告（1）については以上にさせていただきます。

◎その他

議長 その他、ほかに何かございますでしょうか。

事務局 事務局から2点ございます。

1点は次回日程でございますが、その前に、埼玉県バス協会より追加で本日配付いたしました資料についてご案内をいただけるとのことでございますので、その点に関しまして、埼玉県バス協会、〇〇様、お願いいたします。

〇〇委員 埼玉県バス協会の〇〇でございます。貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

資料を皆さんに配らせていただきました。1点は国土交通省さん、関東運輸局さんから出されている「こういう時期だからこそ、ぜひお気楽にバス・タクシーをご利用ください」という内容でございます。コロナの関係でバス利用が非常に疲弊しているということでございます。これはバス利用以外にも他の業種も同じような形で非常に厳しい状況になっているかなと思いますけれども、バス・タクシーについてご案内させていただきたいと思っております。

分かる範囲で、まず真ん中に表がございます。バス・タクシーの経営状況ということでありますけれども、この緊急事態宣言が発出した時点で、昨年を100といたしますと、路線バスについては68、52、それから貸切りについては8から7と、タクシーについては31から31というぐらいに、お客さん等が少なくなってきたというような状況になっています。

今、11月という形になりますけれども、なかなか乗り合いバスにつきましても、まだまだ昨年みたいな形には戻ってきていないと。先ほど、〇〇さんからもお話ありましたように、戻ってきて8割方、よくて9割方ぐらいになるだろうということで、今までどおりのお客さんではないと。テレワークをはじめ在宅勤務が非常に多くなっているということで、非常に減少し

ているというようなことをございます。また、貸切りバスにつきましても、ここに8とか7とかかれてありますけれども、実は、小さな会社が非常に多いものですから、よく聞きますと、4月、5月は1件も仕事がなかったというケースも非常に多いというふうに聞いております。

今、Go To トラベルの関係で、若干利用喚起ということで、国とか県とかしていただいておりますけれども、なかなか貸切りバスについては戻ってきていないというふうな状況になっているというところであります。

下のほうに、関東管内のバス・タクシー廃止状況というのがございます。貸切りバスが54件、関東管内で廃止になっているというところでありますけれども、実は、埼玉県内では6件、貸切りバス業者が廃止になっているというような状況がございます。ということで、ご案内させていただきたいと思っております。

次の2ページ目でありますけれども、バス・タクシーは安全・安心ですよということをご案内させていただきたいと思うんですけれども、なかなかバスの車内、それからタクシーの車内、コロナの関係でちょっと危険じゃないかということがありますけれども、バス・タクシーにおいては、感染予防対策をきちんとやっているというところで、2ページ目にご案内させていただいております。

バスについては、換気の関係がありますと、貸切りであれば5分以内、路線バスであれば3分以内に車内を換気するというような状況であります。また、タクシーにつきましても窓を開けるという形をとれば、換気もされているかなというふうに思っております。

また、3ページ目になりますけれども、利用者へのお願いということで、基本的にはお客様が利用していただく中で、例えばマスクをつけていただきたいとか、バスの車内であまり大きな声でお話ししていただかないようお願いしたいとかというような、バスを利用するお客さんにちょっとお願い事ということで、バス事業者、タクシー事業者も事業者として環境対策をやっておりますけれども、利用者についてもお願いしたいというふうに思っております。

埼玉県内には、実は63の市町村がございます。協会としても、各63市町村にもお願いということで、今回お持ちさせていただいたというようなところでありますけれども、その63市町村のうち26の市町村、越谷市さんも同じですけれども、路線についての支援をいただいております。ただ、実は貸切りについての支援というのはないというところがございます。そういう意味で、観光に寄与している観光バス、あるいは防災の関係で、昨年、八高線が止まったりした中で、観光バスが代行輸送を行うというところで、防災にも貢献しているということがございますので、ぜひ貸切りバスについてもご支援をお願いしたいというふうに思っております。特に

学校関係で、修学旅行とかいうのがあります。それが文科省のほうからも通達が出ておりまして、とりあえず子どもさんの思い出づくりをしてほしいというような内容になっておりますので、ぜひ観光バスを利用して修学旅行をお願いしていただきたいと思っています。

それから、あとチラシということで、9月20日はバスの日というところで、チラシをお配りさせていただいています。このチラシの左側の、バスに乗る際のお客さんのお願いということで、マスクをつけていただきたいというのを書いておりますし、右側には認定証というのがございます。これは埼玉県でコロナ対策をやっている団体に対して認定をしているというところがございます。バス事業者に付きましても県から認定を受けているというところでもあります。タクシーさんも同じように県から認定を受けているということで、バス・タクシーともにこういうコロナ対策をやっているということで、安全・安心な乗り物であるということで、ぜひご利用いただければというふうに思っております。

以上、皆様へのお願いということでございますけれども、バス・タクシーをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

事務局 ありがとうございます。

もう1点は事務局から、議題の中でもございましたが、次回の開催日程について改めてご連絡申し上げます。次回は令和3年2月10日水曜日、午前10時から。会場は、同じく越谷市中央市民会館4階の第15から18会議室を予定しております。開催通知は後日改めて送付させていただきます。

事務局から報告事項は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

全体を通して、そのほかご発言ございますでしょうか。

[発言する者なし]

議長 よろしいですか。

それでは、皆様のご協力によりまして非常に有意義な議論ができたと思ひます。私の司会は以上とさせていただきます。後は事務局のほうでよろしくお願ひします。

◎閉会宣言

事務局 皆様、本日は本市の公共交通施策に関し貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

なお、本日の協議会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づきまして、越谷市ホームページにて公表させていただきますのでご了承ください。

以上をもちまして、令和2年度第1回越谷市地域公共交通協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

午後3時27分 閉会